

マージン率等の公開情報

当社では、事業年度ごとの労働者派遣事業報告書に基づき、マージン率を公開します。

1. 令和 4年度(第32期)労働者派遣事業の実績とマージン率等

許可番号	派13-302897
許可年月日	平成19年 7月 1日
事業所名称	株式会社エム・デー・ビー
事業所所在地	〒105-0014 東京都港区芝2丁目1番24号 五幸商事ビル 502

派遣労働者	派遣先事業所数	労働者派遣の料金 1日8時間当たりの平均	労働者派遣の賃金 1日8時間当たりの平均	マージン率
7名	5社	40,790円	24,296円	40.4%

※ マージン率は、下記の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

2. 労使協定の締結の有無

- ・労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定締結済
- ・労使協定の範囲 : 派遣先で業務に従事する無期雇用及び有期雇用従業員
- ・労使協定の有効期間 : 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3. マージンに含まれる費用 ※マージン=派遣料金の平均額-派遣労働者の賃金の平均額

マージンには、営業利益の他、下記のような経費が含まれております。

- ・法定福利費(事業主として負担すべき社会保険料および労働保険料)
- ・派遣労働者の年次有給休暇
- ・派遣労働者の健康診断費用
- ・派遣労働者の教育研修費用
- ・派遣労働者の募集採用活動費用
- ・派遣労働者の労務管理費用
- ・事務所賃借料、光熱費、団体保険、宣伝広告費、通信費等の諸費用 他

4. 教育およびキャリアアップ訓練に関する事項

- ・疾病の原因及び予防
- ・整理、整頓及び清潔の保持
- ・事故時等における応急措置等
- ・情報セキュリティ遵守事項研修
- ・ビジネスマナー研修
- ・OA機器の操作
- ・IT基礎、アプリケーション研修

5. その他参考と認められる事項

- ・関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生施設やその他のサービスが受けられます。